

クリーニング所における指定洗濯物の消毒



消毒が必要な洗濯物とは？

次のような洗濯物は、通称「指定洗濯物」と呼ばれ、①洗濯前に消毒をするか、②消毒効果のある洗濯方法を行わなければならない、とされています。

(クリーニング業法第3条第3項第5号)

- 1 伝染性の疾病にかかっている人が使用した物として引き渡されたもの
- 2 伝染性の疾病にかかっている人に接した人が使用した物で、病原体による汚染のおそれがあるものとして引き渡されたもの
- 3 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 4 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 5 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これらに類するもの

(クリーニング業法施行規則第1条)



具体的な消毒方法

次のいずれかの方法により、洗濯物を処理します。

洗濯の前に消毒を行う場合

蒸気による消毒

100℃以上、10分以上触れさせる

- ⚠ 温度計で器内の温度を確認すること。
- ⚠ 大量の洗濯物を同時に消毒する場合、蒸気が十分に触れないことがある。
- ⚠ 器内底の水量を適量に維持すること。

熱湯による消毒

80℃以上、10分以上浸す

- ⚠ 温度計で湯の温度を確認すること。
- ⚠ 大量の洗濯物を浸す場合は温度が低下する場合がある。

塩素剤による消毒

●塩素剤: さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等の場合

遊離塩素250ppm(0.025%)以上の溶液中に30℃以上、5分以上浸す

- ⚠ 終了時の遊離塩素が100ppm(0.01%)を下回らないように調整すること。
- ⚠ 汚れがひどい場合は遊離塩素濃度が極端に低下することがある。

●塩素剤: 亜塩素酸水の場合

遊離塩素25ppm以上かつ20℃以上の溶液中に10分以上浸す、または

遊離塩素50ppm以上かつ10℃以上の溶液中に10分以上浸す

- ⚠ さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等に比べ漂白作用は小さい。



界面活性剤による消毒

界面活性剤: 塩化ベンザルコニウム(逆性石ケン)、両性界面活性剤など

適正に希釈した溶液に30℃以上、30分間以上浸す

⚠ 洗濯(下洗い等)したものを消毒する場合、洗剤成分が残っていると消毒効果が大幅に低下することがあるため、十分なすすぎが必要。



その他…

ホルムアルデヒドガスによる消毒

真空中にした装置に容積1m³につきホルムアルデヒド6g以上と水40g以上を同時に蒸発させ、密閉して、60℃以上、1時間以上触れさせる

酸化エチレンガスによる消毒

真空中にした装置に酸化エチレンガスと炭酸ガスを1対9に混合したものを注入し、

- ①大気圧に戻し50℃以上、2時間以上触れさせる、又は、
- ②1kg/cm²まで加圧して50℃以上、1時間以上触れさせる

過酢酸による消毒

過酢酸濃度150ppm以上及び60℃以上の水溶液に10分間以上浸す、または
過酢酸濃度250ppm以上及び50℃以上の水溶液に10分間以上浸す

…などの方法があります。

● 消毒効果を有する洗濯方法

熱湯を利用する洗濯方法

熱湯で80℃以上、10分間以上処理する工程を含む

塩素剤を利用する洗濯方法

塩素剤: さらし粉、次亜塩素酸ナトリウムなど

遊離塩素250ppm以上のに30℃以上、5分間以上浸す工程を含む

その他…

テトラクロロエチレンを利用する洗濯方法

テトラクロロエチレン(通称パークロ、四塩化エチレン)に5分間以上浸して洗濯後、
テトラクロロエチレンを含む状態で50℃以上に保ち、10分間以上乾燥させる工程を含む

過酢酸を利用する洗濯方法

過酢酸濃度150ppm以上かつ60℃以上の水溶液で10分間以上処理する工程を含むもの
過酢酸濃度250ppm以上かつ50℃以上の水溶液で10分間以上処理する工程を含むもの

…などの方法があります。

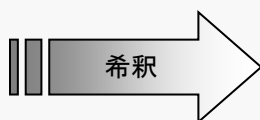
(クリーニング所における衛生管理要領)

消毒液の調製方法

A(%)の消毒薬をX(ml)希釈して、B(%)の消毒液をY(l)調製するときには次の式で求められます。



濃度A%、Xmℓ



濃度B%、Yℓ

$$X = B \times Y \times 1000 \div A$$

《例》6%塩素剤より、0.03%液5ℓを作るとき、使用する原液の必要量(Xmℓ)は、

$$X = 0.03 \times 5 \times 1000 \div 6 = \underline{25(\text{mℓ})}$$

お問い合わせ先

〒020-0884 盛岡市神明町3-29 6階
盛岡市保健所生活衛生課
電話番号: 019-603-8310 FAX: 019-654-5665

クリーニング師の研修についてはこちら

〒020-0083
盛岡市志家町3-13
公益財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター
電話番号: 019-624-6642
FAX: 019-654-2741